

令和3年6月1日から

# 食品営業許可・届出制度が変わります！

食品衛生法が改正され、食品営業許可制度が見直されたほか、新たに食品営業届出制度が新設されます。

## 「許可」の対象となる業種が変更になります

### 新たな許可業種

- ・水産製品製造業（干物やイクラしょうゆ漬け等魚介類やその卵を主原料とする食品の製造）
- ・液卵製造業（鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造）
- ・漬物製造業（漬物や漬物を主原料とする食品の製造）
- ・密封包装食品製造業（缶詰やレトルト食品など、密封包装食品で常温保存可能なものの製造）
- ・食品の小分け業（菓子等の既製品を小分けし、容器包装に入れるなどの営業）



### 許可業種の統合

- ・「みそ製造業」と「しょうゆ製造業」は「みそ又はしょうゆ製造業」に統合
- ・「あん類製造業」は「菓子製造業」に統合
- ・「喫茶店営業」は「飲食店営業」に統合

### 許可から届出へ

- ・「乳類販売業」・「氷雪販売業」
- ・「魚介類販売業」と「食肉販売業」のうち、包装されたもののみを販売
- ・「ソース類製造業」のうち、瓶詰やレトルト等の密封包装食品以外で製造する場合
- ・「食品の冷凍業又は冷蔵業」のうち、保管業務のみの場合

## 許可対象以外のほとんどの食品事業者は「届出」が必要になります

許可対象業種と許可・届出が不要な業種以外の営業は、全て届出の対象です。

### 例

#### 販売業

- ・乳類販売業
- ・魚介類販売業（包装品のみ）
- ・食肉販売業（包装品のみ）
- ・弁当販売業
- ・野菜果物販売業
- ・米穀類販売業



#### 製造・加工業

- ・農産保存食品製造・加工業（塩蔵、水煮、カット野菜等）
- ・調味料製造・加工業
- ・海藻加工業
- ・精穀・製粉業
- ・樹脂が使用された器具・容器包装の製造・加工業合成

#### その他

- ・1回20食以上の集団給食（委託の場合は許可が必要）
- ・魚介類行商
- ・冷凍・冷蔵品の倉庫業
- ・コップ式自動販売機（自動洗浄付きで屋内販売）

## 許可・届出が不要な業種

次の営業は許可・届出の対象外です。

- ・食品又は添加物の輸入をする営業
- ・食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍・冷蔵倉庫業は届出が必要です）
- ・常温で長期保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- ・器具・容器包装の製造業（合成樹脂のものは営業届出業種）
- ・器具・容器包装の輸入又は販売業
- ・1回20食程度未満の営業以外の給食施設
- ・農家や漁業者が行う食品の採取業（農業者自ら生産した物の未加工での販売、一次加工、漁業者の箱詰め・出荷等）



## 許可と届出の違いとは？

届出は、手数料や更新手続きはありませんが、食品衛生責任者の設置やHACCPに沿った衛生管理は必要です。

手続き等	許可	届出	衛生管理等	許可	届出
手数料	必要	不要	施設基準	あり	なし
更新手続き	必要	不要	食品衛生責任者の設置	必要	必要
変更届・廃止届	必要	必要	HACCPに沿った衛生管理	必要	必要

<問合せ先>

村山保健所生活衛生課 / 023-627-1185  
庄内保健所生活衛生課 / 0235-66-5664

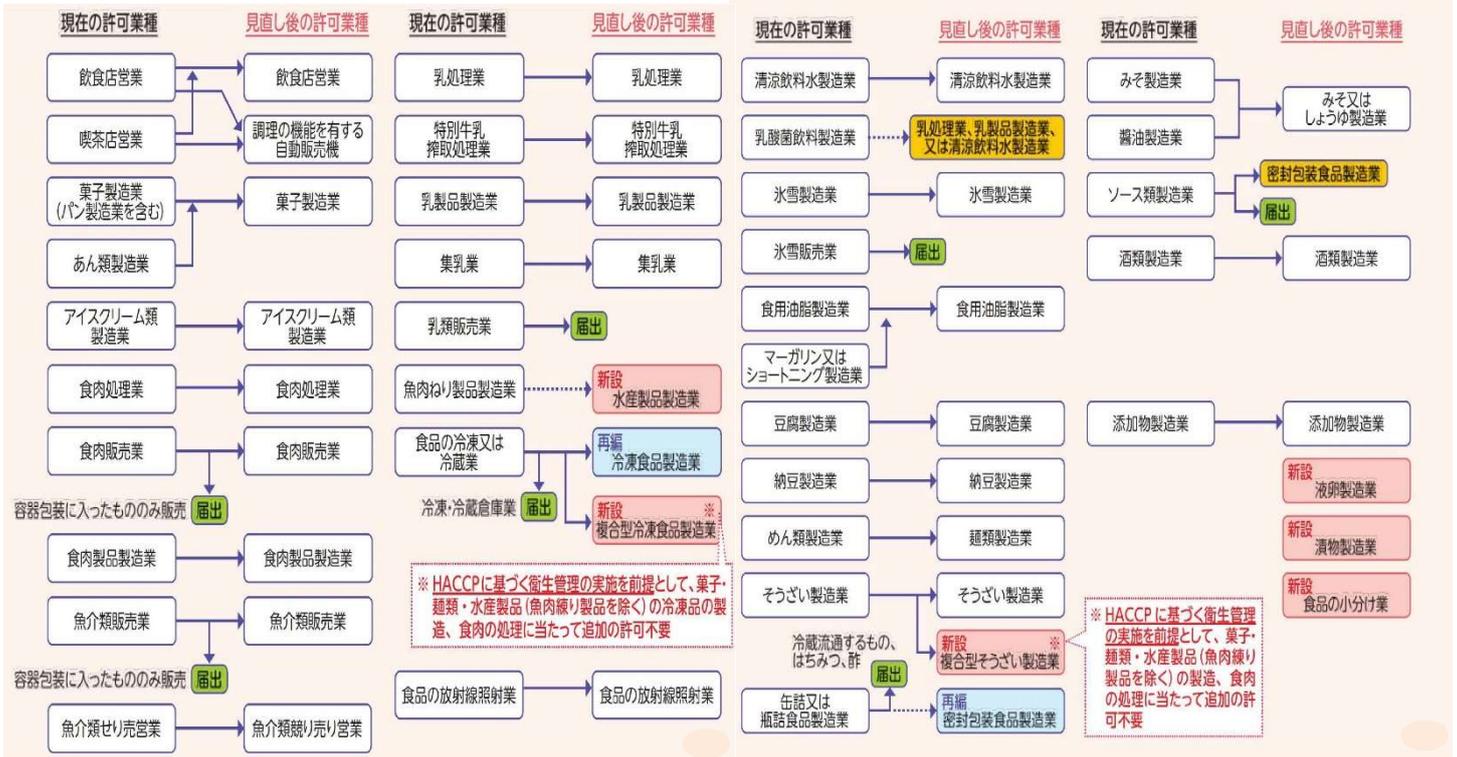
最上保健所生活衛生室 / 0233-29-1261  
山形県庁防災くらし安心部食品安全衛生課 023-630-2677

置賜保健所生活衛生課 / 0238-22-3740

※山形市内の営業者は、山形市保健所生活衛生課（023-616-7280）にお問い合わせください。

# 令和3年6月から食品営業許可業種はどう変わる？

34業種から32業種に再編されます。



## 現在、許可・届出にあたる営業許可を行っている場合の手続きは？

改正前	改正後	手続き
許可業種	許可業種（飲食店、菓子製造業等）	許可期限満了までに許可申請 （許可期限満了まで従前のとおり営業可）
	届出業種 （乳類販売業、包装品のみの食肉・魚介類販売業等）	不要（届出済とみなす）
許可業種以外	許可業種（液卵製造業、水産製品製造業等）	令和6年5月末までに許可申請
	届出業種 （野菜果物販売、野菜や海藻の塩蔵加工等）	令和3年11月末までに届出
	届出対象外業種	届出不要
県独自で届出を 求めている営業者	許可業種（漬物製造業）	令和6年5月末までに許可申請
	届出業種 （こんにゃく、焼ふ、ところてん、えご製造業、給食施設）	令和3年11月末までに届出

※経過措置期間中でも、HACCPに沿った衛生管理を行う必要があります。

## 令和3年6月1日以降に許可・届出にあたる営業を始めるときは？

経過措置はありません。営業を始める際に、許可取得又は届出が必要です。

### 許可・届出を行うときは？

許可申請を行う場合…施設基準等の確認がありますので、管轄の保健所にお問い合わせください。  
届出を行う場合……厚生労働省HPの「食品衛生申請等システム」に入力してください。

食品衛生申請等システムは  
こちらから

